



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2014年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

(平成26年5月14日公表)

平成26年5月

通商政策局国際法務室・
通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」を活用した通商紛争解決の取組

不公正貿易報告書

- 外国政府の貿易措置について、専門家(産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会。委員長:石黒一憲・東京大学教授)がWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- 1992年以来毎年公表。2014年版で23回目。
- 米国(外国貿易障壁報告書)、EU(貿易・投資障壁報告書)も同様の報告書を定期的に公表。



経済産業省の取組方針

「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向け優先的に取り組む案件を選定。併せて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。
(産業界・同一関心を有する外国政府との連携も促進)

取組方針
記載
(14件)

報告書掲載
(123件)

経済産業省の取組

- ・ 外国政府の貿易措置の国際ルール整合性の調査
- ・ 対処方針の立案
- ・ 二国間での是正申入れ
- ・ 多国間での問題提起
- ・ WTO等の紛争解決手続の活用

官民一体の取組を推進

情報提供・要望

結果報告・成果普及

無用な貿易摩擦の回避

措置の問題点を
指摘・公表

同じ問題意識を有する
各国とも連携

外国政府

産業界

2014年版不公正貿易報告書のポイント

不公正貿易報告書

1. 16か国・地域を対象として、合計123の措置の国際ルール上の問題点を指摘。
新規掲載は8件(2013年版:10件)。

中国	写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反
インドネシア	小売業に関するローカルコンテンツ要求 日インドネシアEPAの履行問題(知的財産)
EU	殺生物性製品規則
韓国	化学物質の登録及び評価等に関する法律
ロシア	冷蔵庫に対する関税の譲許率違反
インド	食料安全保障法
ウクライナ	廃車税制度の導入



2. 世界経済の停滞と過剰供給問題が生み出す貿易不均衡を背景として、世界各国による貿易制限や貿易救済措置調査の開始件数は、直近年において増加している。

3. 第Ⅱ部(WTO協定と主要ケース)に以下の章を新設。

- 正当化事由
(最近のWTO紛争案件の中核となる環境例外や資源保護例外等について詳細を解説。)
- 貿易政策・措置の監視
(WTOの紛争解決機能の前段階ともなる、WTOの監視機能について解説。)



4. 以下の特集記事を新規掲載。

- 模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題
(これまで各国別に記載されていた模倣品問題を統一的・俯瞰的に記載。)
- 資源・エネルギーとWTOルール
(資源・エネルギーの分野において、何がどこまで規律されているかを分析。)



不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針(進捗状況)

2013年版取組方針

1. 二国間・多国間協議やWTOの紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図るもの

-  インドネシア: 鉱物資源輸出規制等の是正
-  ロシア: 自動車廃車税の内外無差別化
-  ブラジル: 自動車工業品税の内外無差別化
-  ウクライナ: 自動車セーフガード措置の是正

2. WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国: 原材料の輸出制限措置の是正
日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
-  カナダ: オンタリオ州再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る州産品優遇撤廃
-  アルゼンチン: 輸入制限措置の是正

3. WTO勧告の早期履行を求めていくもの

-  米国: ゼロイングの確実な廃止
-  EU: 無税とされるべきWTO情報技術協定(ITA)対象製品に対する関税賦課の廃止

など

2014年版取組方針

1. WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  インドネシア: 鉱物資源輸出制限措置の是正
・新通商法・新産業法及び関連規制のWTO整合的な実施の確保 (新)
-  ロシア: 混合税(従価税と従量税の組合せ)課税等による関税の譲許率違反(新)
-  ブラジル: 工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

2. 既にWTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国: 原材料の輸出制限措置の是正
・日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
-  アルゼンチン: 輸入制限措置の是正
-  ウクライナ: 乗用車に対するセーフガード措置の是正

3. WTO勧告の早期履行を求めていくもの

-  米国: ゼロイングの確実な廃止
-  カナダ: オンタリオ州再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る州産品優遇撤廃

など

この2件は、履行がなされ、基本的に解決。

取組状況

新通商法・新産業法ともに詳細を細則に委ねているため、今後、細則の制定状況を注視し、既存の関連措置にも留意して、WTO整合的な実施を二国間協議やWTO各委員会等の場で働きかける。

新通商法の概要

- 2014年2月国会で可決。各種通商関連規制を包括的に規律し、政府の貿易関連権限を強化。
- やはりWTO整合性が問題となりうる多数の規定を含む。なお、一部新産業法と重複する規定がある。
 - ・ ローカルコンテンツ要求
 - ・ 輸出入一般に対するライセンス制度及び輸出入の禁止・制限(天然資源に限定されない)
 - ・ その他：ラベル規制、一定の物品の量・価格統制、国家規格の義務付け、労働者の適格性基準、国際貿易協定の見直し等

新産業法の概要

- 2013年12月国会で可決。効率的な資源利用、産業構造強化等を目的とし、国家産業政策、産業資源開発、産業振興策等について規定。
- WTO整合性が問題となりうる多数の規定を含む。
 - ・ 天然資源の輸出禁止・制約及び国内供給確保措置：新鉱業法と同趣旨。
 - ・ 国内産品の使用義務付け(いわゆるローカルコンテンツ要求)
 - ・ その他：労働者の適格性基準、特定産業における外国人労働者の雇用禁止、一定の技術調達における技術移転義務、国内開発技術に対する優遇措置、国家規格の義務付け、小規模産業所有者の国籍制限、国家産業の安全性向上等を目的とした産業保護措置(非関税の手法を含むとされる)の実施等。

両法と関連する可能性のあるインドネシアのWTO非整合的な既存措置

- フランチャイザー及びフランチャイジーに対するローカルコンテンツ要求 (2012年商業大臣令53号(2012年8月公布))
 - ・ 原材料、事業設備の利用及び品物の販売において、80%以上の国産の物品・役務の使用を義務づける。
- ショッピングセンター等に対するローカルコンテンツ要求 (2013年商業大臣令70号(2013年12月公布、2014年6月施行))
 - ・ 取扱物品の数量・種類の80%以上を国産品とすることを義務づける。
- その他：ラベリング規制、中古品の輸入禁止、新鉱業法による鉱物資源の輸出禁止等

取組状況

WTO各委員会や二国間協議等の場を活用し、改善の働きかけを継続。

措置の概要

- 2012年8月、ロシアはWTOに加盟し、譲許税率を国際約束。
- 実行税率がWTO譲許税率を超えているケース（チーズ、紙パルプ、中古車など約200品目）があり、一部品目について日本企業に多額の過払いが発生。
- 本措置は、GATT第2条（譲許表）に違反する可能性がある。

（例）容量340リットル超の大型冷蔵庫

○ロシアのWTO譲許税率と実行税率は、下記のとおり。

	2012年8月～	2013年9月～	2014年9月～	2015年9月～	2016年9月～
譲許税率	20%	18.3%	16.7%	15%	13.6%
実行税率	20% <small>ただし容量1リットルあたり0.24ユーロを下回らない</small>	18.3% <small>ただし容量1リットルあたり0.16ユーロを下回らない(※1)</small> <small>(※1)2013年10月19日より施行</small>			

○ロシアの実行税率は「20%ただし容量1リットルあたり0.24ユーロを下回らない」としており、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超える関税が課されており、輸入者（日系現地法人）に多額の過払いが発生。

○2013年10月に実行税率が引き下げられたが、依然として過払いが発生。

○譲許税率より高い関税を課しており、WTO協定違反の可能性はある。

経緯

○昨年4月15日の日露政府間委員会や7月1日の貿易投資環境の作業部会等において、日本政府よりリハチョフ経済発展省次官に対して問題提起。

○昨年8月21日、茂木経済産業大臣よりウリュカエフ経済発展大臣に対して懸念を表明。

○また、昨年3月以降、WTO物品理事会等マルチの場で問題提起。

取組状況

引き続き、二国間協議やWTOの枠組みを活用して、強く改善・是正を働きかける。

措置の概要

○2008年12月鉱業法の改正(新鉱業法)が国会で可決され、2009年1月に大統領の署名を経て公布された。

①高付加価値化・国内精錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で精錬・精製を行うことを義務づけ、2014年1月以降未精錬鉱石の輸出を禁止。

②輸出税・輸出許可制

銅精鉱やスライム(副産物)については2017年1月まで輸出禁止が延期されたが、その間輸出許可制(製錬所建設のコミットメント等の条件を満たす必要がある)が採られ、かつ銅精鋼に対しては輸出税(最大60%まで逡増)が賦課される。

③国内供給優先義務

生産販売量の一定割合を国内で販売することを義務づけ。



経緯

○2009年12月の日尼EPAに基づく投資小委員会において懸念を表明。

○2011年10月に開催されたWTO・TRIMs委員会において、米国・EUと連携して懸念を表明。

(2012年5月・10月、2013年4月・10月の同委員会及び2012年6月の物品理事会でも懸念表明継続)。

○2011年6月～11月、経済産業大臣から、尼副大統領、経済担当調整大臣、エネルギー・鉱物資源大臣、工業大臣、商業大臣にそれぞれ懸念を表明。

○2012年6月及び2013年12月の日尼首脳会談において、内閣総理大臣から尼大統領に対して懸念を表明し、再考を要請。

○2012年8月の日尼素材・資源産業官民対話及び2012年10月・2013年10月の日尼経済合同フォーラムでは、我が国政府及び産業界から、改めて懸念を表明し、措置の改善等を要請。

○2014年1月、ダボス会議のマージンで、経済産業大臣から尼商業大臣に懸念を表明。



取組状況

二国間協議・WTOの委員会の枠組みを活用しつつ、措置の撤廃・是正を求めていく。

措置の概要

- 2012年10月、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対する工業品税 (IPI) 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、①燃費基準の達成、②ブラジル国内での製造工程の実施、③国内研究開発等への投資等と引換えに、IPI減税を認める自動車政策 (イノバール・アウト) を発表。輸入車に対する一部減税の余地も認められているが、減税の幅はローカルコンテンツの利用量等に応じる模様。また、同時に、通信ネットワーク機器、化学 (肥料) など幅広い分野においても、ローカルコンテンツ要求に関連付けた税優遇措置の拡大が見られた。
- 当該一連措置は、税の免除という利益を受けるうえで輸入品を不利に扱っておりGATT第3条 (内国民待遇義務) に、また、ローカルコンテンツの利用を奨励している点でGATT第3条及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条 (b) 号等に抵触する可能性がある。

イノバール・アウトへの参加条件

- ①2017年10月までに所定の燃費基準の達成 (2017年新車燃費を2012年比で12%程度改善)
- ②組み立て、プレスなど国内での一定の自動車製造工程の実施
- ③一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資
- ④省エネラベルプログラムへの参加

参加企業に与えられる税制優遇措置

- ①参加企業がブラジル国内で生産する自動車に対して一定期間IPIを「免税」する
- ②参加企業が輸入する自動車に対して、年間4800台を上限に、参加企業のローカルコンテンツの利用量等に応じてIPIを最大30%「減税」する

(注) 条件や優遇措置の詳細は、企業の活動状況 (①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業) により異なる。

経緯

- 2012年5月及び11月、経済産業大臣より、ブラジル開発商工大臣に対し、WTOルール抵触の可能性を指摘。
- 2012年11月、日伯貿易投資促進合同委員会において、経済産業審議官より懸念を表明するとともに、情報提供などの協力を要請。
- 2011年10月のWTO市場アクセス委員会及び2012年11月・2013年3月のWTO物品理事会において、米EU豪とともに懸念表明。
- 2013年12月、EUがWTO協議要請 (自動車以外の分野を含む)。我が国も第三国参加要請を行った。(ブラジル政府は要請を拒否)



成果ポイント

2014年3月、日本、米国、EUの主張を全面的に認める内容のパネル最終報告書が公表。

パネル報告書の概要

● 輸出税について

中国の輸出税は、中国加盟議定書11条3項に規定される輸出税の賦課禁止に抵触する。中国は、中国加盟議定書11条3項との関係ではGATT20条(正当化事由)を援用することはできない。仮に援用できたとしても、中国の輸出税はGATT20条(b)項に規定される環境保護のために必要な措置とはいえ、正当化されない。

● 輸出数量制限について

中国の輸出数量制限はGATT11条1項に規定される数量制限の禁止に抵触する。当該輸出数量制限は、GATT20条(g)項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえ、正当化されない。

● 貿易権の制限について

中国の最低資本金及び輸出実績要求といった貿易権の制限は、中国加盟議定書5条1項及び作業部会報告書83条、84条に規定される貿易権の制限の禁止に抵触する。当該貿易権の制限は、GATT20条(g)項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえ、正当化されない。

措置の概要

- 中国は1999年以降、重要戦略的資源であるレアアース、タングステン、モリブデンにつき、順次輸出数量制限を導入。また、2006年以降、輸出税を賦課(最大25%)。
- 2010年7月に、中国商務部は2010年下半期のレアアース輸出枠を大幅に削減。また、同年9月以降、中国から日本へのレアアース輸出が停滞。
- 中国によるレアアース等に対する輸出規制の導入は、WTO協定に違反しているものである。

経緯

- 2010年以降、閣僚級ハイレベルで二国間外交協議を累次にわたり実施。
- 2012年3月、レアアース、タングステン、モリブデンの3品目について、米国・EUとWTO協定に基づく協議を要請。同年4月に中国とのWTO協議(日米EU合同)を実施。
- 2012年6月、米国・EUとパネルの設置を要請。同年7月、パネルが設置。
- 2014年3月26日、パネル最終報告書が公表され、日米欧の主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はGATT及び中国加盟議定書に違反するとした。

取組状況

WTO紛争解決手続を通じて、措置の撤廃・是正を求めている。

措置の概要

- ◆ 2012年11月8日、中国商務部は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチダンピング（AD）調査について、AD課税を行う最終決定を公告（今後、5年間AD税を賦課）。
- ◆ 本件AD措置は、日本の輸出製品のほとんど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼で、中国内で競合関係は存在せず、中国産業への損害はないにもかかわらず損害を認定するなど損害・因果関係の認定に誤りがあり、また、重要事実開示が不十分など調査手続に瑕疵があるため、WTO・AD協定に違反する可能性が高い。

経緯

- 2011年9月8日：中国商務部がAD調査開始を公告
28日：日本企業が応訴（調査参加登録）
10月14日：経済産業大臣から商務部長に対し、本件鉄鋼ADの日本企業への留意を要請
～：経済産業審議官、製造産業局長等から商務部及び工信部等高官に日本製品の除外を要請
- 2012年5月8日：商務部がAD措置仮決定を公告（9日から暫定AD税賦課）
5月12日：経済産業大臣から商務部長に対し、日本製品の除外を要請
8月7日：商務部が産業損害調査に関する重要事実を開示
8月31日：商務部が調査期限を半年（2013年3月8日まで）延期する旨公告
9月26日：商務部がダンピング調査に関する重要事実を開示（ダンピングマージンを見直し）
11月8日：商務部が最終決定を公告
12月18日：日本鉄鋼連盟・特殊鋼倶楽部が経済産業大臣に対しWTO紛争解決手続による解決を求める要望書を提出
12月20日：日本政府から中国政府に対し、WTO二国間協議の実施を要請
- 2013年1月31日～2月1日：二国間協議実施（東京）（EU第三国参加）
4月11日：日本はWTOに対しパネル設置を要請。5月パネル設置。
6月13日：EUが二国間協議要請。
8月16日：EUがパネル設置要請し、同月パネル設置。

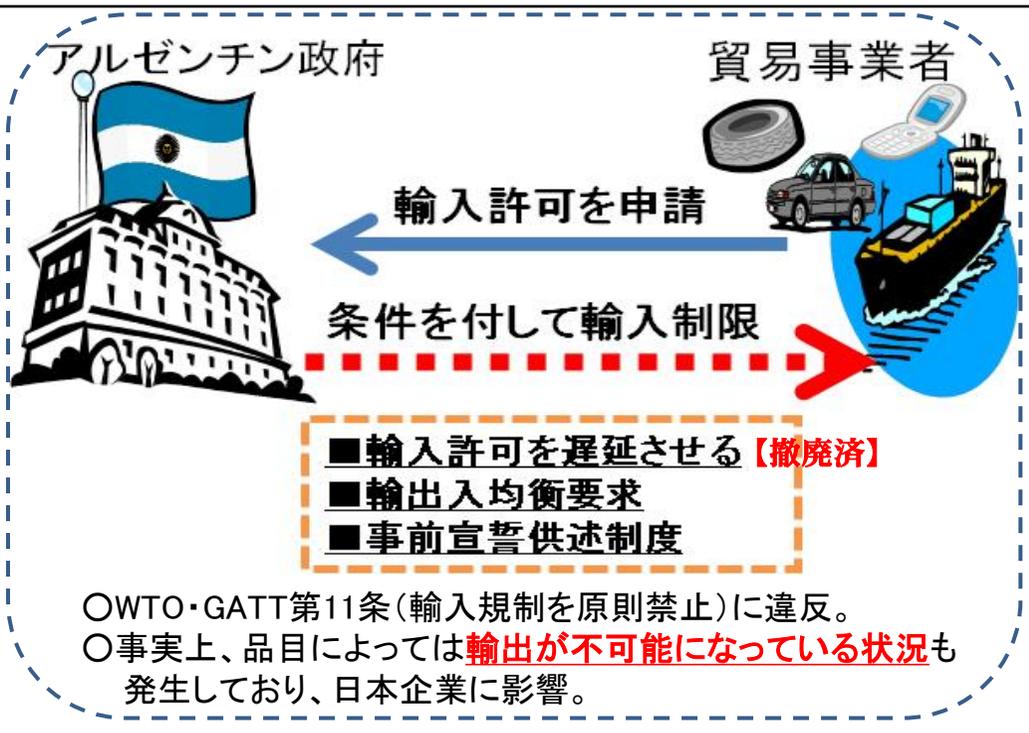


取組状況

WTO紛争解決手続を通じて、措置の撤廃・是正を求めていく。

措置の概要

- 2008年に発生した世界金融危機後に、アルゼンチンは**輸入許可制度**を導入(400品目(HSベース)を対象)。
- 2011年2月、**対象品目を600品目に拡大**。輸入許可発給には、**100日以上を要する**ケースが多くあり、我が国企業の同国への輸出が遅延(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)。
- さらに、輸入事業者に対して**輸出入均衡要求(1ドルの輸入の条件として、1ドルの輸出を求める措置)**及び**事前宣誓供述制度**を導入し、輸入を制限。
- アルゼンチンは、パネル設置直前の2013年1月25日、輸入許可制度を撤廃する等、状況は一部改善。もともと、その他の措置(輸出入均衡要求及び事前宣誓供述制度)は依然として存続。



経緯

- 2009年以降、WTO物品理事会・輸入ライセンス委員会における懸念表明、二国間ではハイレベルからの申入れを継続。
- 2012年7月、日本の産業界(日本貿易会、日本機械輸出組合・電子情報技術産業協会、東京商工会議所・日本商工会議所から改善要望)から政府の対応を要請。
- 2012年5月及び8月、EU、続いて日米メキシコがWTO協定に基づく協議を要請し、日本は9月に協議を実施。
- 2012年12月、日米EUがパネル設置要請。2013年1月28日にパネルが設置され、現在係争中。

取組状況

2014年3月、WTO紛争解決手続に基づき本件パネルが設置され、**パネル審理手続を開始**。

措置の概要

2011年7月：ウクライナ政府が乗用車に対するSG調査を開始

2012年4月：ウクライナ政府が調査結果報告書を提示（追加税率は、排気量1000-1500cc：6.46%、排気量1500-2200cc：15.1%）

同月：ウクライナ貿易委員会がSG措置発動を決定（最終決定の内容や措置開始時期は未公表）

2013年3月：措置発動を公告。公告日（3月14日）から30日後に発効（3年間有効）。追加税率は、排気量1000-1500cc：6.46%、

排気量1500-2200cc：12.95%となり、日本からの輸出分だけで**年間約19.4億円**（推計）の追加関税が賦課される見込み。

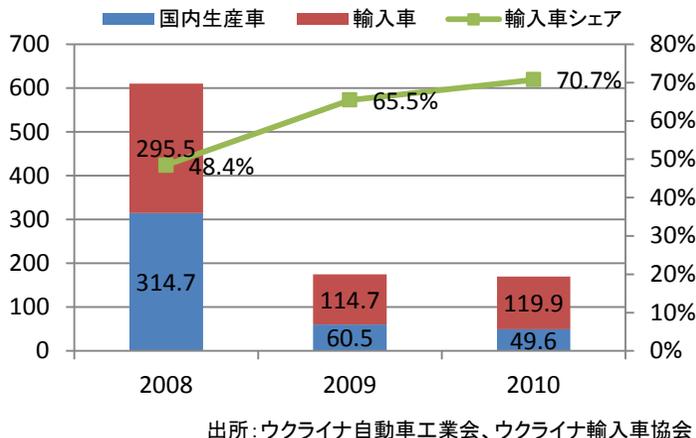
同年4月14日：措置の発動

ウクライナの輸入台数は2008年から2010年にかけて大幅に減少（2010年の日本からの輸入台数も2008年との比較で増加していない）。
→「輸入の増加」、「国内産業への重大な損害」、「輸入増加と国内産業の損害の因果関係」等のSG措置の発動要件を満たさない懸念あり。

【ウクライナの乗用車輸入台数】



(単位：千台) 【ウクライナの乗用車販売台数】



経緯

- 2011年10月、2012年4月 WTO・SG委員会で問題提起
- 2012年6月 製造産業局長から経済発展・貿易大臣に措置の中止を求めるレター発出
- 2013年3月 WTO・物品理事会において問題提起
- 2013年4月 SG協定に基づく協議を要請(EU、ロシア、トルコ、韓国も同様に要請)
- 2013年6月 WTO・SG委員会で問題提起
- 2013年6月 経済産業副大臣が環境エネルギー大臣に措置の撤回を要請
- 2013年7月 WTO・物品理事会において問題提起
- 2013年8月 外務大臣がウクライナの外務大臣に措置の撤回を要請
- 2013年10月 ウクライナに対してWTO協議要請
- 2014年2月 WTOパネル設置要請
- 2014年3月 WTOパネルが設置される



成果ポイント

2013年5月、日本の主張を認める上級委員会報告書が公表される。カナダは履行に向けて取組中。

措置の概要

- 2009年5月、カナダ・オンタリオ州は“Green Energy Act”を制定し、再生可能エネルギー由来の電力の固定買取制度(Feed in Tariff(FIT))を創設。同制度で買取対象の電力は「オンタリオ州内で一定割合以上の付加価値が加えられた発電設備で発電されたものでなければならない」と規定(ローカルコンテンツ要求)。
- GATT第3条第4項(内国民待遇)・TRIMs(貿易に関連する投資措置に関する協定)第2条に違反。
- 本件の問題解決に加え、他国への類似措置の拡散防止も重要。

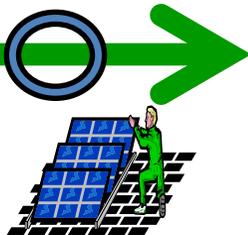
輸入された太陽光パネル等

輸入された太陽光パネルはローカルコンテンツ要求を満たさないので、発電事業者等は購入しなくなる。



オンタリオ州で製造された太陽光パネル等

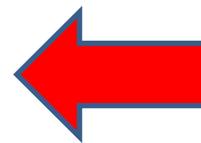
オンタリオ州内で部品調達や組立てを行い、ローカルコンテンツ要求を満たすことが可能



発電事業者等



オンタリオ州電力庁



ローカル・コンテンツ要求

経緯

- 2010年6月 APEC貿易大臣会合の際に経済産業大臣・外務大臣からカナダ国際貿易大臣に是正の申入れ。
- 2010年9月 WTO協定に基づく協議を要請。10月、WTO協議を実施。
- 2011年1月 オンタリオ州はローカルコンテンツ(LC)比率を60%に引上げ。
- 2011年6月 協議でカナダ側から前向きな回答が得られなかったため、パネル設置を要請。7月、パネルを設置。
- 2012年12月 パネル報告書公表(日EUの主張を概ね認め、カナダに是正を勧告)。
- 2013年5月 上級委員会報告書公表(パネル判断を支持し、日欧の主張を認めた)。
- 2013年8月 オンタリオ州は履行(2014年3月24日期限)の中間的措置として、LC比率を引下げ(60%→19~28%)。
- 2014年3月 ローカル・コンテンツ要求を削除する法案を審議中。履行期限を州議会の会期末(2014年6月5日)まで延長。



成果ポイント

- 2012年2月、**日米間で覚書に合意。米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。**
- 2014年3月、米国は、日本製ボール・ベアリングに対するアンチ・ダンピング課税を廃止。

措置の概要

- 米国は、「ゼロイング」という不当な計算方法で外国企業のダンピング輸出を認定し、アンチ・ダンピング税を課税。
- 日本のベアリング業界は、1989年よりゼロイングに基づく不当なAD税が課せられていた。年間対米輸出約116億円について、AD税を年間10億円過剰支払い。

経緯

1. これまでの経緯

- 2004年11月、米国に対してWTO協議要請。
- 2007年1月、上級委員会はゼロイングがWTO協定違反であると認定し、米国に対しゼロイング廃止を勧告。
- 2009年8月、上級委員会は、米国がWTO勧告の履行期限後も勧告を履行していないと決定。
- 2010年4月、米国の勧告不履行への対抗措置の金額を決定する仲裁手続へ。
- 2012年2月、日米間で紛争解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。

2. 今後の課題

- 2013年5月、日本のベアリング業界が米国国内裁判で逆転敗訴し、ボール・ベアリングに対するAD課税の継続が決定。今後、同課税に関する手続において、ゼロイングが確実に廃止されたか、注視していく。
- 米国は、實際上、ターゲット・ダンピングといわれる手法でゼロイングに代替している懸念がある。既に韓国・中国がWTO紛争解決手続において米国のターゲット・ダンピング認定のWTO協定整合性を争っている。日本は、これらの案件に第三国参加し、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無を注視していく。

新設章①: 正当化事由 (第Ⅱ部第4章)

- WTO協定には、正当化事由と呼ばれる、貿易自由化の原則と加盟国の規制権限を調整する条文がある(GATT20条・21条が代表例)。
- 正当化事由は、資源確保や環境保護等を名目とした貿易制限を禁止する一方、正当な政策目的に基づく貿易制限(*1)を認めるという機能を果たしている。
*1・・・国内の模倣品流通を防止する目的で、税関が水際で模倣品を取り締まる措置。
- 正当化事由は、WTO紛争解決手続でもしばしば争われ(*2)、近年、その解釈が精緻化。
*2・・・代表例として、本資料6ページの「中国ーレアアース等の輸出制限措置」。
- 本章では、正当化事由の解釈と実務上の視点をまとめた。産業界が新たな措置に直面した際には、協定整合性の分析の一助として、本章をご活用いただきたい。また、第Ⅰ部の個別案件の理解にも役立つものと期待。



新設章②: 貿易政策・措置の監視 (第Ⅱ部第18章)

- WTOの主要機能は、ルールを作り、ルールの遵守を図り、ルール違反を是正すること。これに対応して、①交渉機能(多国間交渉による貿易ルールの策定・改善)、②監視機能(多国間による監視体制による保護主義的措置の抑止)、③紛争解決機能(準司法的手続による貿易紛争の解決)が備わっている。
- 昨今の保護主義的措置の拡大とこれによる紛争の増加を踏まえれば、問題措置の導入を抑止し、類似措置の他国への拡散防止に資する、各国の相互監視はますます重要。
- 本章では、WTOの監視機能として、各種委員会やTPRM(貿易政策検討制度)の活動を解説するとともに、その意義・評価について述べる。また、WTO以外の国際機関による監視活動(各種報告書の発出等)についても概説し、WTOを含む各国際機関が国際貿易・投資をどのように監視しているかを俯瞰する。



新規特集記事①：模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題

➤ 背景・狙い

- ・ 近年、経済のグローバル化に伴い、世界規模で模倣品問題が深刻化。模倣品問題を統一的・俯瞰的に記載することで問題点を浮き彫りにする狙い。

➤ 現状・課題

- ・ 中国から模倣品が世界的に拡散、組織的な国際分業による模倣手口が巧妙化・高度化。
- ・ 効果的な権利行使を困難にさせる、各国の法制度・運用における課題が存在。

➤ 今後目指すべき我が国の対応

- ・ EPA/FTA等交渉枠組みの活用：各国の既存の知財保護遵守を確保しつつ、より高いレベルの保護・模倣品対策強化等を推進する。
- ・ その他枠組みの活用：政府間対話を通じて改善要望の働きかけを行い、また、セミナーや研修等啓発活動を通じた協力的なアプローチの量的・質的拡充を図る。



(出典) 財務省

新規特集記事②：資源・エネルギーとWTOルール

- 資源国のWTO加盟が続いている。資源・エネルギーの輸入大国である日本にとっても輸入先のほとんどは既にWTO加盟国となっている。
- 今後、世界の資源・エネルギー需要が拡大する中で、一定量の資源・エネルギー輸入を確保していく必要がある日本にとって、これらの資源国がWTO協定という国際ルールに拘束されるようになるということの潜在的インパクトは大きい。
- このコラムでは、何がどこまでWTO協定で規律されているか整理。

- ・ 輸出国による差別、輸出制限
- ・ 有限天然資源の保護は貿易制限の理由となるか
- ・ 輸送の途中での差別、制限
- ・ 国有企業の活動は規律できるか
- ・ 新エネルギーに関する産業政策

